

◎ 環境省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文（抄）  
 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自然環境局の所掌事務）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。第三十九条第五号及び第四十条第二号において同じ。）の整備に関する事      七～十三（略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>（削る）</p> <p>六（略）</p> <p>七（略）</p> <p>（削る）</p> <p>八（略）</p> <p>九（略）</p>	<p>（自然環境局の所掌事務）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。第三十八条第七号及び第三十九条第五号において同じ。）の整備に関する事      七～十三（略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 自然公園及び温泉に関する事業の振興に関する事。      七 自然公園並びに景勝地、休養地及び公園に係る観光及び休養に関する調査に関する事。</p> <p>八（略）</p> <p>九（略）</p> <p>十 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関する事。      十一（略）</p> <p>十二（略）</p>

(自然環境計画課の所掌事務)

第三十九条 (略)

一〇四 (略)

五 景勝地及び休養地並びに公園の整備に関すること(総務課及び国立公園課の所掌に属するものを除く)。

六〇九 (略)

(国立公園課の所掌事務)

第四十条 国立公園課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自然公園の保護及び整備(総務課の所掌に属するものを除く。)並びに自然公園及び温泉に関する事業の振興に関すること。

二 景勝地及び休養地並びに公園に係る観光及び休養に関する調査に関すること。

三 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。

(自然環境計画課の所掌事務)

第三十九条 (略)

一〇四 (略)

五 景勝地及び休養地並びに公園の整備に関すること(総務課の所掌に属するものを除く)。

六〇九 (略)

(国立公園課の所掌事務)

第四十条 国立公園課は、自然公園の保護及び整備に関する事務(総務課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(新設)

(新設)

(新設)